

軌道法施行規則

1 . 案内情報	
手続名	既認可又は既確認車両の購入の認可 車両の設計変更の認可 他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可
手続根拠	軌道法施行規則第 1 3 条の 2 第 3 項 軌道法施行規則第 1 3 条の 3 第 1 項本文 軌道法施行規則施行規則第 1 8 条の 2 第 1 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	上記認可を受けようとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	提出先へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせください。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	3 ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による